大日本蠶絲會報

第拾壹號

明治廿六年四月

〔明治廿五年四月七日內務省許可〕

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第拾壹號目次

●論　說
◎杓子定規　大日本蠶絲會贊成會員　練木喜三

●寄　書
◎桑樹霜害の豫防に就て　大日本蠶絲會贊成會員　八田達也

●統　計
◎三月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計◎三月中絹布類輸出數量及元價統計◎三月中横濱生絲手合高同最高價格及外國蚕種相場表

●問　答
◎支蠶種にて發生期を異にするもゝ問答◎海外桑樹栽培法の問答◎桑樹分析の成績報答

●外　報
◎明治廿五年生絲產況の原因及將來の見込◎米國に於ける絲價騰貴の原因及絹織流行の景況◎紐育及里昂の絲況電報◎伊國蠶繭收穫高

●雜　報
◎自由蔵の蠶絲業に關する諸議報告◎農務局に於ては四ヶ原蠶事試驗場の規程を定め監督及評議員等を置かる◎農務局試驗場蠶事部の養蠶試驗◎大日本蠶絲會第二回大集會◎大日本蠶絲會第二回定期會議を開き會務の要件等を議定す◎大日本蠶絲會評議員會を開き規則の改正と役員とを定む◎大日本蠶絲會員の加入

◎大日本蠶絲會役員

○技藝委員
理學士　伊藤小左衛門
農學士　今西直次郎
農學士　星野長太郎
理學士　堀正太郎
農學士　小野孫三郎
農學士　横井時敬
農學士　管平右衛門
農學士　高木三郎
農學士　田中節三郎
農學士　田島武平
農學士　田中琴次郎
農學士　永井五郎
農學士　松本義右衛門
農學士　青山元
理學博士　佐々木忠二郎
農學博士　澤野淳
理學士　下田伊左衛門
農學士　白井光太郎
理學士　平賀義美
農學士　星野長太郎
農學士　岡田知莊
農學士　八田達也
農學士　岡本柿園
農學士　管野平右衛門
農學士　橋本信貞
農學士　高木作
農學士　松永伍作
農學士　佐々木忠二郎
農學士　佐藤喜三郎
農學士　下田伊左衛門
農學士　練木國太郎
農學士　藤本善右衛門
農學士　沼平吉三郎
農學士　佐藤九郎
農學士　芝木見町
農學士　山玉田池慶
農學士　宗太郎
農學士　菊次郎
農學士　薩次郎
農學士　岩次郎
農學士　小木多
農學士　吉畑
農學士　芝木村九郎
農學士　山宗太郎
農學士　澤佐七郎
農學士　新船町練
農學士　井津田喜三郎
農學士　領藤菊次郎
農學士　一平次郎
農學士　酒匂常明
農學士　高井勘太郎
農學士　高原休之丞
農學士　田塗信貞
農學士　川村永之助
農學士　大林雄也
農學士　押川則吉
農學士　堀正太郎
農學士　今西直次郎
農學士　伊藤小左衛門
農學士　星野長太郎
農學士　八田達也
農學士　多岩次郎

○評議員
理學士　八田達也
農學士　岡本柿園
農學士　管野平右衛門
農學士　橋本信貞
農學士　高木作
農學士　松永伍作
農學士　佐々木忠二郎
農學士　佐藤喜三郎
農學士　下田伊左衛門
農學士　練木國太郎
農學士　藤本善右衛門
農學士　沼平吉三郎
農學士　佐藤九郎
農學士　芝木見町
農學士　山玉田池慶
農學士　宗太郎
農學士　菊次郎
農學士　薩次郎
農學士　岩次郎
農學士　小木多
農學士　吉畑
農學士　芝木村九郎
農學士　山宗太郎
農學士　澤佐七郎
農學士　新船町練
農學士　井津田喜三郎
農學士　領藤菊次郎
農學士　一平次郎
農學士　酒匂常明
農學士　高井勘太郎
農學士　高原休之丞
農學士　田塗信貞
農學士　川村永之助
農學士　大林雄也
農學士　押川則吉
農學士　堀正太郎
農學士　今西直次郎
農學士　伊藤小左衛門
農學士　星野長太郎
農學士　八田達也
農學士　多岩次郎

○幹事長
高橋信貞
小畑岩次郎

○幹事
松永伍作

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第拾壹號

●論　說

◎杓子定規

第二回大集會演說

大日本蠶絲會贊成會員　練木喜三

今日は生憎の雨天で御座りまして、折角御熱心遊はされて御臨席下ださらふと思召した方も、雨の爲に少し熱が冷めましたかも知りませぬ、御出も少し御少ないやうに見受けます、併しこの熱さましのあるにも拘はらず、諸君の御臨席御熱心のほど敬服致します、

扨私が此處に杓子定規と云ふ演題を掲げまして御座りますが、或は彼れ如何なる定規を持出すか、また所謂杓子定規なるものを以て、蠶絲の事を執らふと云ふことを論ずるものであるかと、斯う思召すか知りませぬが、決して然うではない、御承知の通り杓子定規と云ふ定規は餘り眞い定規でない、本統に正しき定規でない、不規則千萬の定規である、其不規則千萬なる定規を執つて、此蠶業社會に當箝めやうと云ふのではない、詰り我蠶業社會には、此杓子定規が頗る流行して居る、此杓子定規が行はれて居る、此杓子定規よりして失敗をとるものが多い、實に此杓子定規は我蠶業社會に不經濟を來た

す一大原因である、と云ふことを申上而して御注意を請ふと存するのである、抑々此杓子定規が蠶業社會不經濟を來たすとは、どう云ふ場合であるかと云ふに、是の如き事は尤も新場の養蠶地方に多きとで、今其新場地方の養蠶の有樣はどうあるかと云ふと、或は先進者の著書、若くは亦日誌に依つて行ふものが多ふ御座ります、いかにも養蠶の書は種類の多きとで、其中には又自から見るに足るべきものも多く御座ります、また大凡そ日誌を製して世の中の人に示す位の人であれば、其人自らは勿論上手に相違無い、完全無缺の日誌に相違御座りませぬ、じやに依つて此日誌を以て、亦此養蠶書を以て標準として養ひますとは、固より然かるべきとで、私は決して是の如きものを以て杓子定規とはなさぬで御座ります、眞に標準となすならばです、然る處多數の養蠶者は之を標準とはなさずして御手本となすです、例へは一も二もなく何から何まで一切其養蠶書若くは其日誌に書いてある通りにしやうとするです、而して其養蠶書を著はした人、若くは其日誌をあらはした人は、如何なる地形の處に住て居る人か亦其養蠶場の構造如何にあるかをも顧みず、唯々其文字にあらはれたる所のみを以て、之を御手本となして、其通りに行はむとするです、決して失敗無きを保つとは出來ませんと申すと或は何故にそれで失敗するか、已に其著書なり日誌なりは多年の經驗を積むで著はしたものであろう、夫を手本として失敗する理由は無いと、斯く思召す方もありませうが、夫は或は書を習ふとか、若くは書を學ぶとか云ふやうな場合には、如何にも名人の書きましたる者に依つて、之を手本として之を學ぶが尤も宜しい、扨てこの名人の域にも達するとが出來ませう、然る處養蠶は之と大に其趣きを異にしたものである、何となれば、最う此養蠶上の關係と云ふものは、實に廣きものであつて、其關係なるものは、國を異にすれば從つて異なり、郡を異にするも亦從て異なり、甚しきに至ては、一村の内亦自から異なる處なきを得ぬです、其何物が異なるかと云ふと、詰り其土地の氣候、或は桑の種類、或は其蠶室の構造、若くは其蠶室の方位、是皆其養蠶上に關係するものである、然るに是を是れ知らずして、給桑其他に至るまで、一切其著書の行へる所に從はんとす杓子定規も亦甚だしきものならずや、先刻已に福島儀平氏が、段々養蠶の無理と云ふとを云はれましたが、（此前々席福島儀平氏養蠶上の注意と云へる題にて演述、中に無理云々の言ありし）如何にも尤も千萬の事である、已に熟練家を以て人にも稱せられ、亦自らも許して居る處の人々ですら、一たび其地を異にして養蠶に從事するときは、或は時に大失敗をとるとなしとせず、是の如きは、彼養蠶教師なるものに就て、往々にして見る處で御座ります、何の誰某なる者が何處の國に於て大失敗をしたと云ふとは、年々私共の耳に致すとです、處で斯る場合には誰しも其人を下手な人の樣に思ひますが、實際決して左樣ではありません、其人其家に在つた時は立派に養蠶が出來、數年間一遍も失敗したとが無いと云ふのである、處が一朝其地を轉じて、例へば北國の人が、東國に往くとか、或は西の人が南に往くとかして、氣候蠶室桑園及其他の關係を異にしたる場合に於ては、亦どうも思樣に往かと云ふとが

あるので、即ち是には濕氣の關係、温度の關係、及其他の關係あるに心着かずして、唯々己の國、己の村、己の蠶室に於てなした處を其儘に行はんとせる結果たらざるを得ぬです、熟練家とも云はれ、又自らも許す程の人ですら斯樣です、況や蠶は是の如きものである、眼起はどのやうな者である、と云ふやうな事位を知つて居る方々にして、今の日誌、若くは養蠶書を手本として養ふと云ふが如きは誠に危險千萬の事でどふか望むらくは之を標準として而して其地々々の種々の關係を考ひて加減ありたき事で御座ります、以上は新塲の養蠶地に於ける杓子定規の不可なる所以で御座りますが、又舊來養蠶の行はれて居る所の地方にも、所謂杓子定規なるものが只今行はれつゝ御座ります、斯は如何なる事であるかと申しますると、祖先傳來の飼育法是で御座ります、私の家では今年で何百年來養蠶をして居る、而して其時代から是の如き方法でやつて居るが、是迄通常の收穫で、大失敗迚は決してしたとが無い、改良、改良とは何事ぞ遊作してこそ改良の必要はあれ、吾々の是迄養ひ來たる處の方法が、最も能く蠶に適當して居る方法で御座ると云ふ人に於ける杓子定規である、何せ是が杓子定規かと云ふと、一躰其當時の養蠶の目的たる、決して一家を支へると云ふ程の關係を有したとでなかつた、多くは唯々ホンの自家用の爲に養蠶をするとか、或は之を賣却して家計の幾分を補ふとか云ふに過ぎぬので、決して今日の如くでない、些少の養蠶で御座りまして、從つて之を飼育すれば迚、多くの人手を要する課でもなければ從て手扱けもなし、又之を少しづゝ養つて居る時は、縱令飼育は少しく拙くとも、元と蠶室に對して蠶の數が少ないに依つて、種々の關係に於ても其蠶の衛生に自然適する道理になつて居りしとなるを以て、大なる失敗を取らなかつた、例へば養蠶には尤も濕氣が恐ろしいと云つても、若も大なる蠶室、廣い蠶室で少しの養蠶をする塲合にあつては、其蠶に與へたる處の桑から出る水蒸氣は如何に多量なるにもせよ又炭酸瓦斯其他有害の物が多少あるにもせよ、蠶に必要なる空氣の容積が多い、空氣の容積が多ければ、從て空氣はそれ丈乾燥にして且清潔の狀態を保つものです、夫故濕氣や其他の害も少く、自然安全に養ふとが出來、知らず識らず蠶も丈夫に育て繭も相應にとれたに相違なかつたであろうと思ひます、處で時勢一變して、何でも養蠶でなければならぬ、養蠶でなければ利益が無い、是で一家の生計を立てゝ往かなければならぬと云ふ工合で、自然養ふ高もふへたに相違ない今日は實に昔日に數倍して居るに相違ない、さすれば從て其室内と蠶との分量にも相違を生じて來たに相違ありません、初め八疊の室で以て半枚或は四半枚しか養はざりし人も、今日は一枚乃至、甚だしきは八疊の室で種紙二枚も養はむとする狀況に到つて居る、さすれば空氣の容積と蠶の分量とにも亦大なる相違を生して居る、從つて其蠶や桑から發する水蒸氣や其他有害のものは自然其室内に滯ふる道理で蠶の爲にあしきは勿論從て飼育は困難手扱けも出來かち、失敗に失敗をかさぬるも尙ほ覺らず偏に舊法を墨守して得たりとするが如き是なり之を是れ杓子定規と云はすして又何とか申しませう望むらくは蠶室と蠶見との割合を考え又蠶見と人手との權衡をも考えて、そのほ

どを誤らざる樣成るべく内はに指立て、手抜なき樣に致したきものであります、又彼の熟練家と云はるゝ、人々にも矢張この杓子定規を當嵌むる人があります、幾ら熟練家でも、矢張生れながら新規の養法を工風する人はない、此人々も亦、先進者即ち其父母に就て學むだものであるから、多少其手癖があるに相違無い、其家の仕來りと云ふものが幾分か存して居るに相違ない、其仕來たりが幾分か存して居る丈夫丈けは矢張杓子定規の免かれぬ所であると思ひます、何ぜかと云ふと、いかなる熟練家でも、其地方其人の異なるに從ひ多少其養法をも異にして居るもので、決して同一に論して居るものでは御座らぬ、是ぞ即ち其杓子定規の存して居る處で、甚だしきに至つては蠶種一枚を飼育し、一石五斗内外の繭を取るに、或人は桑葉百貫目で足れりと云ふに或人は三百貫目を要すと云ふ、等しく熟練家にして其差斯の如し、何か其間に誤りでも無ければ決して爾う云ふとのあろう道理は無い、元と蠶の生育の度と云ふものはチヤンと決つて居るもので、其生育に必要なる桑丈けより多くは食するものではありません、夫より餘計の桑と云ふものは決して食せぬ、されば蠶の食する分量はチヤンと決つて居るもので、決して人に依つて其分量を異にするものでは御座りません、尤も其土地の寒暖若くは乾濕の工合に依つて、多少の差はあるにもせよ、大躰は決つて居らなければならぬ、決して一と三との違ひがあるやうなとはないに相違無い、又勿論與へた丈けの桑を蠶が悉つかり食して仕舞ふものではなく、多少廢りのあるものでありますから、少しの違ひのあるは當然のことでありますが左樣に違

ふ道理は無いです、さすれば其間に幾分か例の杓子定規を應用して居るものがあると思ひます、是も唯と自分のみの定規とすれば、其損得利害は其人に歸するのみで別段差支も御座りませんが、併し一國の上から觀ますれば矢張面白からんとで甚だしきは其杓子定規を以て他に當嵌めむとするものがあるです、尤も彼養蠶書を著はし、若くは日誌を世に公けにするものゝ如きは、自家の得たる處を他人にも分かちたいと思ふ眞心より、出るもので養蠶書として世に著はすほどの者で御座りますれば、或は其間に是の如き場合には斯うしなければならぬとか、何とか詰り臨機應變、其宜しきを得せしむるやうに大概は書いてあるもので、決して一本槍に必ず斯くせねばならぬ、とのみ云ひ切つてあるものではない、多少ユトリのあるものであります、然るに是を之れ味ふることをなさず只其飼育上に係る一點をのみ手本として失敗をとるが如きは、著者其人が悪いのでは御座りません、養蠶書を顯はしたもの、若くは日誌を著はしたものゝ悪いで無い、其を手本とした者の悪いので御座ります、夫はさて置き是に亦一種の人があつて、自分は斯うやつて養ふ、誰れ某れは是の如き養ひ方である、之は甚だ不經濟千萬である、私の養ひ方は非常に利益のある養ひ方である決して違はんなぞと口にも云ひ書にも著はすものがありますが夫が何處に往つても當嵌まるやうな定規ならば宜しいですけれども、當嵌まりもせぬ定規を強いて當嵌めむとするは無理な話しで是の如き言論に迷ふて失敗を取つたと云ふて後悔した話しを承はつたとが御座ります何と苦々しいとでは御座りませんか、處で殘念なことには彼西夕

原出身の方の中にも此杓子定規を用ひた方があるそふで極く稀に聞く處ではありますがあの人は西ヶ原で養蠶のことを研究して來たさうじやお手術はどふである定めて上手に成たであらふ、今年の養蠶で樣子を見て良ければ來年からおそはりたいなぞと、樂んで居るものゝ多い處で其人按外大失敗、折角資本をかけて、東京まで來て長の月日を費して漸く修得して、歸た甲斐もなく、却て笑ひを其鄕里に受たと申すとで御座りますが、誰しも故意を以て失敗するものはない筈で、見事上作をしよふと思ふて充分勉强したに相違ありますまい充分勉强しながら而かも美事に失敗したりと云ふが如きは、歸する處一も二もなく西ヶ原でする通りにした結果であらふと存じます、成るほど西ヶ原で敎つた通りにやるは宜しい、宜しいに相違ないが前にも申した通り、其國を異にし、其郡村を異にすれば、從つて種々の關係に於て、異なる處のあるものでありますから、能く其異なる處を察して、而して其宜しきに從はねばならぬと云ふ事を、忘れた報ひであらふと存じます、あなた方はヶ樣なことは百も御承知勿論無益の談では御座りますが、どなたでも例へば新塲の方は勿論本塲の方でも、又所謂熟練の方々でも、殊に敎師として他國に出る方々等、凡そ斯業には從事の方は呉々も能く此關係のある所を察して而して其宜しきに從ふ樣御注意專一に存じます否らざれば、如何に熟練の方々でも又本塲の方でも新塲の方は尙更如何なる妙法を御研究になつても決して例の杓子定規を免かるゝとは出來んであらうと存じます、定規を御用ひなさろうとなれば、どうぞ能く當籍る定規を用ひて此杓子定規ばかりは決して御用ひなさらん樣に致度きもので御座ります（大鳴采）

●寄書

左の一篇は大日本蠶絲會技藝委員八田達也氏よりの寄送に出て桑樹霜害豫防法に關し大に參考と爲るへきものにて既に山梨縣は勸業報告と爲し當業者に示したる旨を以て三月中送付ありたるものなれば玆に同氏の寄書と爲し左に掲けて廣く當業者の參考に供せんとす

大日本蠶絲會
贊成會員　八田達也

◎桑樹霜害の豫防に就て

春季桑葉の發芽に際し霜害の襲ふ所となるや滿園衰萎其慘憺實に名狀すべからす終年幾多の耕耘幾多の施肥愛護周到以て其用を爲さしめんと期せしも一朝にして無効に歸せしむるのみならす一年の經濟を委ぬる蠶業は爲に一期休廢せさるべからさるに到る豈恐れて警めざるべけんや玆に於てか養蠶家及桑園所有者は常に霜害豫防の策を講ずると雖とも未た以て完全の方法を得ず今其簡便にして稻や免災の効を奏すへき一方あり即近隣申合せ夜間藁又は麥殼の類を桑園中各所に堆積し之に點火し其煙を園中に充滿せしむるにあり現に我山梨縣東八代郡南八代村に於ては去る明治十二年より村會の決議に依り霜害豫防規約を設け前法を實施せしに翌十三年の如き大霜害の年にありて殆んと其害を免れたりと而して該豫防費は一ヶ年僅々貳圓五拾錢乃至四圓八拾貳錢五厘に過きすして其免災畑反別は六十二町

八反歩餘の多きに至る此の如き少額の費用を以て此の如き廣大の桑園を保護し以て其歳入を全からしむ唯た一村共同の力に頼るのみ當業者たる者須く熟慮實施すべきものなり今該村の實行せし手續及其規約を示せは左の如し

一南八代村は舊來霜害地なるか故に豫防法に苦慮せしを以て明治十二年別紙説明書に記述せる意を以て霜災豫防規則を本村會に提出し議決に依り同年より該法を施行せり

一明治十三年に於て桑葉發芽後十五日を經過せし頃愈翌朝あらんかと豫知せるを以て午前一時此規定に依り伍長を經て村内耕作人を急報し全二時三十分頃に豫て備置たる豫防物品に放火せしめしに甲畑の煙りは乙丙丁の畑に棚引き拂曉迄恰も天幕を張りたるか如くにして其結果を調査するに本村字五里原と唱ふる場所と本郡永井村藥師の前通りの畑は霜害の甚しき場所にして永井村藥師の前は皆無の害を被りたるも本村五里原は十分の二分位の害にて止り或は無害となり此比較を以て本村人民は該法の無効ならさるとを疑はさるなり

一明治十三年實行せしより爾來毎年規定に依り豫防物品を備へたるも幸にして實行すへき程のとなかりしか故に追々其物品を督促するも村内桑園反別の内凡三分通りは從來別段霜害なかりし場所は自然物品を差出さす甲乙不公平となり爲に十七年の霜害には實行を爲さゝりしより遺憾なから其以來該法を廢せり

一豫防費用は別紙説明書の通りに付明治十三年要せし費用は物件調査に付世話掛日當二圓廿五錢同實行の節日當二圓四十錢雜費十七錢五厘にして合計金四圓八拾二錢五厘に過きす其他實行せさる年は物件調査世話掛日當年々貳圓五十錢位を要せしのみ（別紙説明書は之を要す）

霜災豫防規則

第一條　村内一般の過益を計り霜災豫防方法を設くるものとす

第二條　畑反別壹反歩に付藁貳縛（貳間四方）（十三年藁縛四俵を改め）宛とし所有地に作地の別なく各自現に耕作する反別に應し用意をなし毎年三月十五日より仝廿日迄右割合を以て銘々耕作する畑毎に之を出さしむ可し

但藁に差支あるものは麥稈三縛又は籾糠四俵を出すも妨けなし

第三條　本村畑耕地字拾八ヶ所に豫防世話掛八員を置き之を四區に分別し一區内に二員を置く其區別左の如し

第一區　字何々

第二區　仝

第三區　仝

第四區　仝

第四條　世話掛は各自より毎年三月十五日より仝廿日迄に差出したる物品を同月廿五日迄に實地に就て畑毎其畝歩に相當するや否やを調査して而して不相當なるか又は差出さゝるものあるときは是を戸長に報知し督促をなすことを乞ふへし然る後尚調査すへし

但調査濟の上は戸長に屆け置くへし

第五條　世話掛は先桑芽の發するより八十八夜後日數五日を過るの間は平常互に心付遽に寒氣となり氣候の不順なるに至り霜害もあらんかと思惟するときは最寄世話掛へ問合せ戸長へ照會し世話掛一同の評議を催す而して愈翌朝は霜害あらんと概ね認定するときは時限を定め世話掛より豫防を施さんとを戸長へ急報し戸長は直に伍組限り通知すべし

第六條　村内各自に於ては豫防の報知を得直に自分耕作畑に出張し世話掛の指揮を待つへし

第七條　世話掛は既に評議せし時限に至らは第二條に於て各自差出したる物品の半數は後備とし其半額を初度分とし之に火を移し煙を立てんとを指揮すへし

第八條　第二條中物品及第六條に於て人夫を要するは悉皆無代價無賃たるへし

第九條　火の元は各自大切に守護すへきは勿論世話掛は別て注意し不取締なきを要す

第十條　世話掛日當は左の割合を以て日夜勤數に應し給與す

一日一人に付　金拾五錢

一夜一人に付　金拾三錢

但半日半夜其半額を給與す

第十一條　世話掛を撰擧するを得へき者は村内に於て畑を耕作する者に限るへし

第十二條　世話掛被撰人たるを得へき者は戸長書役郵便取扱役及寄留を除くの外當村に畑を耕作する者に限るべし

第十三條　世話掛撰擧は戸長に於て其撰擧投票をなすへき日を豫定し伍長へ報告し伍長は其伍組内へ通知し而して各自よりは投票を伍長に差出し伍長之を取纏め投票豫定の日午前第十時迄に戸長へ差出すへし

第十四條　戸長は選擧投票を調査し投票多數を以て當撰人とし同數の者は年長を採り年均しければ闔取を以て決す而して當撰人承諾せし上は戸長をして村内一般へ報告すへし

第十五條　當撰人止むとを得さるの事故ありて其撰を辭退するときは順次投票高點の者を取るべし

第十六條　世話掛の任期は二年とし二年毎に改撰すへし

但前任のものを再撰するとを得べし

第十七條　此方法は其筋の許可を得て施行するものとす

●統計

◎三月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

種目	數量	元價	收稅
生絲	一一四、八五七斤	一、〇〇八、七四二、五四〇円	二七、六二〇、五六七円
玉絲	二九九円	一、三九二、〇〇〇	一八、八五六
屑糸絲	二四三、二二七円	二、二三二、二七〇、五六〇	五、八六五、六一一
屑絲	二二二、〇八五円	一、六三、一一二、二〇〇	一、六〇六、七三〇

屑繭	二、六六〇貫	四九八、七五〇	一九、二四四
眞綿	九、八五一瓩	一、六、四七六、二〇〇	六三三、五八二
屑眞綿	二三、三七九	一五、〇一八、四八〇	七五〇、九二四
計		一、四二八、五一〇、七三〇	三六、五一五、五一四

◎三月中絹布類輸出數量及元價統計

種目	數量	元價
羽二重	二七、六二五反	五一五、二三五、一〇〇円
他ノ諸絹布類	四、四一九瓩	五七、五一九、五三〇
絹綿布類	一、二八〇瓩	六、三四八、七二〇
絹布手巾	二一〇、四八七瓩	四六二、六六九、九七〇
絹製品類		二四、七八九、五二〇
計		一、〇六六、五六二、八四〇

◎三月中横濱生糸手合高同最高價格及外國爲替相場表

日付	手合高	手合最高價額 製糸場名	手合最高價額 價格	外國爲替相場 倫敦巻替	外國爲替相場 里昂巻替	外國爲替相場 紐育巻替
一日	三十一個	者州雲濱器械(細)	九百九十弗	二志八片四分ノ三	三法四十四巻	六十六弗五十仙
二日	六十四個半	江州彦根製絲場器械(細)	千弗	仝	仝	仝
三日	四十三個	播州丸岡器械(細)	九百八十五弗	仝	仝	仝
四日	六十四個	大分器械銀天人印	九百二十弗	仝	仝	仝
五日	休					
六日	三百二十四個半	野州大谷製糸場器械(細)	千三十弗	仝	仝	仝
七日	二百二個	靜岡製糸會社器械(細)	千四十五弗	二志八片八分ノ五	三法四十三巻	六十六弗二十五仙
八日	五十九個	伯州三島器械(細)	千八十弗	二志八片二分ノ一	三法四十二巻	六十六弗
九日	十六個半一	江州堤器械(細)	千十五弗	仝	仝	仝
十日	七十個	山陰製糸會社器械銀印(細)	千百十五弗	仝	仝	仝
十一日	三十七個半	長崎製糸會社器械	九百十二弗	仝	仝	仝
十二日	休					
十三日	六個	武州米倉器械	八百八十弗	二志八片八分ノ五	三法四十三巻	六十六弗二十五仙
十四日	なし			仝	仝	仝
十五日	十四個	鹿兒島上野器械	八百五十弗	仝	仝	仝
十六日	百五個半	伊豫大洲器械	九百弗	二志八片二分ノ一	三法四十二巻	六十六弗
十七日	百五十六個	越中清光社器械(細)	九百三十弗	仝	仝	仝
十八日	七十二個	陸前自在館器械	九百十弗	仝	仝	仝
十九日	休					
二十日	十個	美濃波瀬器械	八百八十弗	大祭日		
廿一日	九十七個	越中清光社器械(細)	九百三十弗	二志八片八分ノ三	三法四十一巻	六十五弗七十五仙
廿二日	四十八個	山陽精糸會器械	九百四十弗	二志八片八分ノ一	三法三十九巻	六十五弗二十五仙
廿三日	八十四個	野州大關製糸所器械(細)	千三十弗	仝	仝	仝

廿四日	八十九個	野州大綿製糸所器械(細)	千十五弗	二志八片八分ノ一	三法三十九參	六十五弗二十五仙
廿五日	三十八個	近江製糸會社器械(細)	千十弗	二志八片四分ノ一	仝	仝
廿六日	休					
廿七日	百八十五個半	伯州三島器械(細)	千五十弗	仝	仝	六十五弗五十仙
廿八日	三百九十六個	若州小濱製糸會社器械(細)	千五十五弗	二志八片八分ノ三	三法四十一參	六十五弗七十五仙
廿九日	百七個	備後四箇器械(細)	千十弗	二志八片二分ノ一	三法四十二參	六十六弗
三十日	六十個	近江製糸會社器械(細)	千四十五弗	二志八片八分ノ五	仝	六十六弗二十五仙
三十一日	二百八個	備前岡山器械(細)	千二十弗	仝	仝	仝

（備考）生絲の騰貴するは實に豫想の外に出て編者は客年新絲初手合已來毎月横濱の手合を調査して報告する度毎に漸々五十弗或は百弗と騰貴を示し毎月相も替らざる近來に比なきの文句を記し來り終に本月は前記の如く月初より千弗文字を記し十日には有名なる彼の山陰製糸は千百十五弗の高價になり續て月末に於ては倘若州小濱製糸會社の如く千五十五弗邊の位置を保ち實に明治九年已來の騰貴にして我製糸業社會は何等の天德ありて斯る豐歲を迎へたるものなる歟兎角事物には表裏あり豈に豐裏にあるとを忘れざるべけんや

●問答

◎夏蠶種にて發生期を異にせしものゝ質問

静岡縣　大日本蠶糸會員　佐藤繁太郎

余數年飼育せし春夏蠶種にして其半夏期に發生せずして翌春に發生し該種を飼育し見るに先年の形狀と少しも變ることなく後之を產付き置きたる蠶卵は夏期に發生し尋常の結果を得るに先年夏期に發生せざる原因は天然の氣候に據又は飼育法に因る哉御教示を乞ふ

答

大日本蠶糸會技藝委員　高橋信貞

春蠶即ち一年一出のものの夏蠶即ち二出のものに變するは所謂退化すると進化するとの別あるに因るものなるべし如何となれば春蠶種の中より其發生及ひ發育の早くして結繭亦速なるものを撰ひ取り原種となし漸く年を重ぬるときは夏蠶即ち二出蠶となり又夏蠶種の中より春蠶種に等しき良繭を撰ひ取り原種に供用し前項に反する取扱をなすときは春蠶に變し夏期發生せざるに至るを見るべし是に依て見るときは原種の撰ひ方と飼育法と相須て無變化を來すものと謂ふを得べきものゝ如し

◎海外桑樹栽培法の質問

埼玉縣　大日本蠶糸會員　小川武一

海外諸國に於ける栽桑法（貴重する桑の種類）　桑苗繁殖に於る種々方法　桑園仕出方　耕鋤法　肥料の種類及用量　防害法其他詳細御教示を仰ぐ

答

大日本蠶糸會技藝委員　高橋信貞

問の如く海外諸國と云ふ時は其方法等數多にして容易に答ふるを得ず要するに海外の桑樹に就ては和田義雄氏の譯述出版せし栽桑新說の類を熟視せらるゝ方然るべし

◎桑樹分析の成蹟報答

桑樹分析上の成分に就ては曾て各會員より屢々問合ありしが今回農科大學助教授森要太郎氏に於て桑樹各種の枝條及梢葉等の分析を爲し其結果を農科大學へ差出されしに其成蹟は桑樹栽培上尤も必要のものにして肥料を施すに至りては此成分を能く注意酌量すべきものなれば左に掲載して曾て質問ありし諸氏へ報答することゝなしぬ

○桑樹分析の結果

桑は本邦に於て最も重要の栽培樹木なるに拘らず未だ之が分析を爲したるものあらず從て其土中より幾許量の養分を吸收するやを知るに由なし依て昨二十五年養蠶第四齡の頃に際し農科大學構内の桑園より左記の如き十三種の桑樹を採集して施肥上重要の成分量を檢定せり此分析に供したる桑樹は皆株刈仕立にして土際より其枝條を刈取り一種に附き二乃至三本を撰擇して之より新梢（葉柄を含む）葉（葉柄なし）及實を分離して各々其量目を計れり其結果即ち左表の如し（但し數量は皆「グランム」を以て示す一「グランム」は一匁の十五分の四に當る）

桑樹の種名	枝條の數	枝梢の量目	新梢の量目（葉柄を含む）	葉の量目（葉柄なし）	實の量目
彦兵衛	三	五九五	一一五	四四九	：
雄島	二	五七四	一三六	三九七	：
長瀬	三	八四〇	二三六	五三七	：
千松	三	三四三	七九	二九五	：
綾錦	三	三八二	九八	三五七	：
魯桑	三	七三〇	一七五	六二二	：
多胡早生	三	五八二	一三五	四四〇	：
丹波赤木	三	一一三二	二三四	五八五	：
心白	二	三五三	六〇	二〇五	六三
伊太利	二	四一〇	一〇二	二五九	二〇
高絲	二	二三三	六〇	一四九	：
半細	二	一八二	四一	二二〇	：
黒木	二	四二七	一〇七	二三七	：

右の内二種のみには少量の實ありたれども今之を省きて各種に附き其枝梢、新梢及葉の百分比例左に示す

	枝梢	新梢（葉柄を含む）	葉（葉柄なし）
彦兵衛	五一三	一〇〇	三八七
雄島	五一八	一二三	三五九
長瀬	五二一	一四六	三三三
千松	四七九	一一〇	四一一
綾錦	四五六	一一七	四二七
魯桑	四七八	一一五	四〇七

多胡早生	五〇三	一一七	三八〇
丹波赤木	五八〇	一二〇	三〇〇
心白	五七二	九七	三三一
伊太利	五三二	一三二	三三六
高絲	五二七	一三六	三三七
平繩	五三一	一一九	三五〇
黒木麟	五五四	一三九	三〇七
平均	五二〇	一二一	三五九

化學的分析を爲すため枝梢を數寸の長さに切斷し各種五十「グランム」つゝ即ち六百五十「グランム」を太陽に曝して乾燥したる後皮を材部より剝離して秤量したるに材部四百五十八「グランム」と皮百二十五、七「グランム」を得たり故に新鮮なる枝梢百分は曝乾すれは八九八〇と爲り此内材部は七〇四六皮は一九三四にして其百分比例は材部七八四六皮二一五四なり

新梢も亦五十「グランム」つゝ混合し總量六百五十「グランム」を曝乾せしに百十八、五「グランム」と爲れり則ち生鮮なる新梢百分より曝乾物一八二三を生せし割合なり

葉は各種百「グランム」即ち合計千三百「グランム」より曝乾物三〇八五「グランム」を得たり故に新鮮なる葉百分は曝乾物二三七三と比例す

本試驗を施行するの序に魯葉の特に水分に富めるものにあらざることを證せんかため其葉（葉柄なし）五〇〇「グランム」を曝乾せしに一一九「グランム」と爲れり則ち其新鮮葉百分は曝乾物二三八〇を生する割合にして右の平均比例と異なることなし

材部、皮、新梢及葉の曝乾物の分析結果は左の如し（百分中）

	水分	窒素	燐酸	加里	灰分
材部	一四、二二	〇、三三二七	〇、〇六〇八	〇、七七二	一、二一
皮	一一、一五	一、三六七〇	〇、二〇四八	〇、七八八	五、九八
材部及皮（即ち枝梢）	一三、五六	〇、五五六三	〇、〇九一八	〇、三八七	二、二四
新梢（葉柄を含む）	一六、九六	二、三八九六	〇、四五九二	二、五四三	八、二九
葉（葉柄なし）	一六、三一	三、八一〇五	〇、五五一七	二、〇六〇	三、八二

以上の結果に依り刈取りたる儘の新鮮物百分中に含める養分の量を算すれば左の如し

	水分	窒素	燐酸	加里
枝梢	二二、三八	〇、四九九	〇、〇八二	〇、三四八
新梢（葉柄を含む）	八四、八六	〇、四二六	〇、〇八四	〇、四六四
葉（葉柄なし）	八〇、一四	〇、九〇四	〇、一三一	〇、四八九
新梢及葉（即ち養蠶に用ふるもの）	八一、三三	〇、七八四	〇、一一九	〇、四八三
桑樹の全體	五〇、六八	〇、六三六	〇、一〇〇	〇、四一三

右の成蹟に依れは刈葉百貫目中には窒素六百三十六匁燐酸百匁、加里四百十三匁を含有せるを知る（

し故に今桑園一段歩の平均收穫量を刈桑（枝付桑）五百貫目とすれは毎年桑樹か土中より吸收し去る養分は一段歩に附き窒素三貫百八十匁、燐酸五百匁、加里二貫六十五匁なりとす

●外報

◎明治廿五年生絲盛況の原因及將來の見込

明治廿五年生絲盛況の原因及將來の見込に對し倫敦駐在帝國總領事代理領事大越成德氏より昨年十二月十日附を以て頃日農商務省へ報告ありたれは左に掲けて當業者等の參考に供せんとす

○明治廿五年生絲盛況の原因

本問題に附き頗る困難を感するは當英國は蠶絲市場狹隘にして其取引高僅少なるのみならす本年（廿五年）中本邦より輸入生絲の數量却て減縮し全く米佛市場と其趣を異にするを以て獨り英國に限らす米佛製絹國の實況に就き觀察を下さゝるを得さると是なり蓋し英國製絹業は近年非常の衰頽を來し他國に於て該業の繁盛を致す本年の如きに際するも當英國は之と併進し隨て其原料を增要すること能はさるの地位に立てはなり尤も絲相場の如きは大陸諸市場の影響を蒙り本年初の前橋提絲二番十三志六片の低價なりしも八九月頃より騰貴して十五志臺に昇りしか市場の取引に至りては米佛市場の如く活潑の觀なきのみならす一月より十月に至る十箇月間輸入高は却て前年の殆と半額に過きさるの奇觀を呈せり即ち左に二十四年及二十五年十箇月間の輸入高を示す

	二十四年	二十五年
支那絲	一、三五六、一二八七斤	七八五、三八三斤
印度絲	一七八、二三一	一六五、二一五
日本絲	一五三、八〇七	五七、六六三
其他諸國	三一五、九七六	三一二、四二五
合計	二、〇一四、三〇一	一、三三〇、六八六

即ち本年に於ける減少は六十八萬三千六百斤餘に達し就中最も著しきは本邦絲にして即ち前年分の殆と三分の一に退縮せり此日本生絲輸入減少の原因は二十四年一月倫敦の在荷七萬九千斤に過きさりしも本年へ持越高十五萬斤の多量なりしためならんとの說を爲す者ありと雖も本年一月九日附二十四年中蠶絲年報中に記載せる如く右斤數を梱數に改算すれは僅に千三百四十一俵に過きすして當時其半高は販賣濟品なれは毎月倉出高を百梱と概算するも六月中には消費し盡し得へしとの見込なりし而して實際毎月百十五梱を倉出せしは以て在高の多量なるに基きたるにあらさること明瞭なり況や去月（二十五年十一月）一日在倉の未販賣本邦產品高は前年の同時期分の殆と半高に減し僅に三百二十六梱に過きさるに於てをや（但し昨年分は六百二十四梱なり）然らは其原因と認むへきものは他にあらす即ち本年新絲輸出の季節に當り米佛の需要多くして本邦に於ける市況頻繁を致し市價の昂上著しかりしを以て當國製絹元の溥廣なるため之を當國へ輸入し兼ねたると本邦の外商は最も高價に需要ある他の市場へ之を振向けたるとにありと信するなり

斯く論し來れは質疑の答にあらすして却て當國に於ける日本絲需要退縮の理由を述ふるの感なしとせす故に本年蠶絲の好況に附きては當英國を除きたる他の市場即ち米國紐育、佛國里昂、伊國ミラノ、瑞西ヴリーヒ、獨逸クレフエルト等の實際需要を增加したる製絹元の實況を探知するにあらされは判斷を下すこと難しとす是等各地の狀況に附きては其領事館に於て調査せらるへく且つ當館の管轄外なれは詳況を調査し能はすと雖も其大躰の狀況を觀察し盛況の原因を探知するは難事にあらさるへし世人か本年盛況の原因と認むる者如左

（第一）東西洋諸國收繭の減少及繭質不良なりしにありとの說あり此繭質不良にして多額の上等絲を歐洲に於て製出し能はさりしや否の調査は當府に於ては之を爲し難しと雖も製絹地に於て今日まて格別の苦情なきに附きて考ふるも世人の騷々する如き程にはあらさるへく又收穫減少の實證は單に伊國產にありて（但し該品前年の繭收穫高千五百二十五萬四千三百七十基にして本年は千三百七萬四千七百十一基なりしを以て其減少僅に一割四分二厘に過きさりし）佛國の如きは前年より殆と二割の增加を示し（即ち千八百九十一年收穫繭六百八十八萬三千五百八十七基、本年七百六十五萬八百三十一基）又本邦に於ては減少の割合幾何なりしや是れ亦精數を得すと雖も本年一月の在荷少數なるに比し輸出高割合に多かりしを以て接するに其減少高の大ならさるを推知し得へく支那の如きはスカイン及ひタイサン絲に於いては却て七八千梱の增加なりと云ひ且つ佛國の信用すへき當業者の計算には本年各國の收穫上一國每に調査を遂けたらんには多少增減あるへしと雖も世界蠶絲の供給上に於ては前年と差異なかるへしと云ふ然ちは供給減縮を以て盛況の原因とするは其當を得さるか如し

（第二）米國に於けるマツキンレー新關稅法實施のため生絲の需要を增したりとの說を爲す者ありと雖とも是れ甚た疑はしき論據と謂はさるを得す如何となれは絹布に賦課すへき稅率は非常に增加したるにあらすして舊稅より凡そ一割增位に過きされは（但し新舊稅比較は舊稅天鵝絨毛長同上其の他の絹布純絹量百分の七十五以下從價稅五割新稅量目一斤に附き一弗五十仙他に原價に對し一割五分、同純絹量百分の七十五以上を含有する織物舊稅五割、新稅一斤に附き三弗五十仙、外に從價稅一割五分、レース、縫箔物、絹手巾其他衣裝裝飾品にして絹分多量を含有する物舊稅元價の五割、新稅六割等にして其他の項に附ては變更なし但し從價、從量の兩稅を課するを以て其品に依ては舊稅より減少するものある場合に備へしため兩稅を合課して元價五割を下る可らすと制定せり）之かため米國の製絹業に長足の進歩を與へたる程の効力ありしや疑東なしとす紐育蠶絲協會雜誌に據るも本年十月まて該市輸入絹布高と前年同月まての分に對照するに却つて本年の增加あるを見る（但し前年分二千六百三十八萬七千二百三十七弗本年分二千六百四十三萬四千三百二十四弗）且つ明治二十二年に終る前八年間米國の貿易を按するに內地生絲消費高增加の割合に從ひ絹織物輸入減少せるの兆候を見さるのみならす連年進路を共にせしことなしとせす即ち左に其比較表を揭く

年次	生絲輸入量數	絹布輸入價額
千八百八十二年	一、二八六、九五七基	三八、三二八、二五一弗

千八百八十三年	一、四九一、五五一	三三、三〇七、一一二
千八百八十四年	一、四二二、四三一	三八、〇三〇、五七四
千八百八十五年	一、六二九、三一一	二八、一〇六、七九八
千八百八十六年	二、〇四五、九四二	二八、〇五五、八五五
千八百八十七年	二、〇七四、五六四	三一、二六四、二七七
千八百八十八年	二、四三二、五二一	三二、九四二、六二九
千八百八十九年	二、六二七、〇九六	三四、九五六、七二九

千八百七十五年には二千四百萬弗なりしか漸次增進して八十二年には三千八百萬弗に達し爾來少しく減少したりと雖もマッキンレー關稅法實施の八年前にあり又八十九年後絹布輸入總額の精數を得すと雖も紐育市への輸入額を按するに（但紐育外の港に經過の輸入高凡一箇年百萬弗と見做して可なるへし）九十年には三千八百五十一萬五千百九十七弗、九十一年には三千三十九萬九千二百三十三弗而して本年は凡そ八十九年の高に達すへしとの當業者の見込なりと云ふ而して何故に九十年に多額にして其翌年に減少せしやを按するに該年はマッキンレー關稅法案の討議に際したれば絹布稅重課せらるへきを恐れ多量の絹を輸入し其翌年度の需要に供したるにあるか如し是れ該稅法實施の年には輸入高を減少せし所以なるへし而して本年は米國生絲の消費を增したると同時に絹布の輸入も亦復舊の态を現せり勿論米國製絹業の發達は保護稅に關係なしと謂ふへからすと雖もマッキンレー新稅法を以て直に本年生絲輸入增加の原因と認むること能はさるを示すに過きす況や蠶絲の需要を增したるは獨り米國に限らす歐洲に於ても同樣なる現象を呈したるに於てをや即ち左の表に據りて之を知るへし

千八百九十年—九十一年間本邦より輸入高　千八百九十一年—九十二年間同上
（但し六月より翌年同時期までの計算なり）

里昂	一二、四二七圓	一六、三九〇圓
馬爾塞	一、六九一	一、五二二
倫敦	六一八	三〇八
伊太利	三八七	六〇七
瑞西	一六七	一七二
合計	一五、二九〇	一八、九九九

本年七月以後歐洲へ向け我新生絲の輸出額は精數を得すと雖も其市況の繁盛を致したるは八、九、十の三箇月にして其最も重なる時期なりしかは歐洲への輸入高前半期より後半期の方一層增進したるは疑なしとす又佛、伊、獨、瑞、澳五箇國の改所にて本年十月迄に檢査したる養蠶量數は千五百四十九萬六千八百十六基に達し前年同期の分に比すれは二百三十六萬六千六百七十三基の增加を示し獨り米國のみならす歐洲に於ける製絹業發達の著しきを見るに足る故に歐米各市場の狀況を觀察するに於ては新稅率の成果なりと認むること能はさるなり

（第三）近時銀貨下落のため見込買を爲す者あるに歸する說あり是れ亦信を置くに足らす如何となれは第一前年七月銀價一オンス四十六片にして漸次下落し十二月には四十三片臺に下り本年一月は同四十三片なりしか漸次下落して一時は三十七片に低落せしことありしと雖とも我蠶絲取引の

最も活潑なりしは八、九、十の三箇月にあれは當時の相場は三十八九片の間を昇降しつゝありしか故に前年下半期平均相場を四十四片と假定するに於ては其價格下落の割合僅に一割三分强に過きす本年生絲騰貴の割合は三割以上に達せしを以て後者の昂上は前者の一倍餘となる依て銀貨下落のために買込みたるにあらさるを知るへし況や銀貨將來に於て昂上するの見込は當業者と雖も確定し難きのみならす尙ほ低落の恐あるに於てをや加之見込買は則ち投機買占と爲り米國の實況は知らす歐洲各地に於て取引盛なりしは全く絹布製造の原料に充つるためにして投機の徴を見されはなり何を以て之を知る曰く取引投機に出るときは其賣買は生絲に限るを以て生絲の相場捻絲相場の割合以上に騰貴すと雖も實際需要の增加に起りたる節は生絲捻絲共に昂上し且つ捻絲業も同時に頻繁を致せはなり近時歐洲各取引場の實況は前者にあらすして後者の現象を十分發表し居るを以て見込買に非さることを證するに足るものとす尤も蠶絲市場盛況を呈し相場昂上するの際には當業者間多少競爭心を生するを以て實際の消費高見込より多く購入するの事あるは取引上免れさるの數なるへし本年里昂及ミラノ等に於ても多少此傾なきにしもあらすと雖も是れ從にして主たるの原因にあらさるなり

前記の三點は本年盛況の重なる原因と認むる能はさるものとせは其頻繁を釀成したる重なる分子は如何則ち本年絹布流行の恢復せさると本年シカゴ博覽會開設の準備を爲すとの二點に歸せさるへからす凡そ生絲需要增減及其相場の昂低は各國養蠶の豐凶に關係すと雖も亦絹布流行より釀成すること尠しとせす而して既往の經驗に徵するに此兩者のため生絲市價の昂進するは大概四五年目に起る現象ありとす又萬國博覽會の年も其需要を惹起すことは即ち千八百八十九年巴里萬國博覽會の年に於て其盛況なりしの例あり而して亦需要多きときは其相場の騰貴を來すは自然の勢なれは前十二箇年間里昂に於る伊、日兩國每年平均相場を撿すれは前述の現象果して其著しきを見るに足るへし

里昂に於ける前十一箇年間伊、日生絲一基相場表

年次	日本機械一等	伊國同二等
千八百八十年	法 五五…五七	法 五六…五八
千八百八十一年	六〇…六二	五九…六二
千八百八十二年	五六…五七	五六…五八
千八百八十三年	五五…五七	五二…五四
千八百八十四年	五一…五三	五〇…五二
千八百八十五年	五四…五五	五二…五三
千八百八十六年	六二…六三	五七…五八
千八百八十七年	四九…五一	五〇…五一
千八百八十八年	五〇…五一	四八…五〇
千八百八十九年	六〇…六一	五七…五九
千八百九十年	四九…五〇	四八…四九
千八百九十一年	四六	四三…四四

本年一月には本邦機械一等四十五六法の相場にして六月下旬まて引續き七月以來五十三四法より推

上り遂に十月以來六十一法高價に達し伊國二等も四十二三法より遂に五十七八法に昂進し本年は凡八十九年と同價位に騰貴したるならん尤も同年と本年爲替相場の差あるを以て本邦に於ける原價は一層騰貴せる割合なり右表に據りて按ずれは凡四五年毎に市價に昂進する現象ありて是則ち本年は絹布流行のため蠶絲の需要を增加し隨て其取引盛況を釀成し產絲國に取りては最も僥倖なる年と謂はざるへからす然れは將來此好況を繼續するや否や頗る困難なる問題なりと雖も聊か左に臆見を開陳して當局者の參考に供せんとす

○蠶絲將來の見込

凡そ商況の將來を卜するは頗る危險の業なり假に今當業者に就き來年の商況を質問せは米商と佛商との回答決して同一なること能はさるのみならす同國商人中にても各自の意見異なる所ありて到底將來の定見なかるへし尤も中には種々の理由を推測して多少の目的を附居る者あるへしと雖も永遠なる先見は扨置き數箇月先の見込をも豫定することを得は損失する者なくして利益を得る者のみと爲らん故に當局外者に於て將來の方針を立つるは一層難事なりと雖も亦既往の現象を觀察し以て將來に起るへき事柄を推測して鑑定し得へからさる事なきにあらす此豫定は種々の事項に關し思慮を要するか故に左の既往將來に就き疑問を生すへし

第一　絹布の流行即ち生絲の盛況は數年間繼續したることありや

第二　萬國博覽會の後には絹布の需要を增したることありや

第三　數年間生絲市價本年の如く騰貴して引續きたる證據ありや

第四　明年（二十六年）歐亞諸國の養蠶製絲は增加するや將た減少すへきや

第五　果してマツキンレー新關稅法か米國に於て生絲の消費高を增進せしめたる重なる原因と假定せは該稅は永續すへきや又之を改正するに於ては消費高を減することあるへきや

以上五點の疑問は本問題を研究するに頗る肝要にして其解釋次第にて殆と來年度に於ける當業者の覺悟を定め得へしと思考す

（第一問）　と第三問に就きては既往に溯りて之を探知せさるへからす抑と十數年以來の生絲市況を觀察するに絹布の流行は本年の如く頻繁を致し數年間引續きたるの成蹟を見す純絹需要の引續きたるより寧ろ絹毛綿交織の流行長かりしことを徵し得へく前項中掲載せる里昂生絲相場表にて明瞭なる通其取引の盛にして市價の騰貴したるは必す四五年目に起り數年間永續したる證を發見するに苦しむなり又流行の年には概して需要の度より一層多量の織物を製出するの傾なしとせされは多少翌年度に於て在荷餘剩ある割合にして假令流行は尙ほ引續くとも原料は其割に多く要せさるの事あり勿論既往の統計に據り將來を卜すれは絹布の需要は各國人口の增加と富裕の度を進むるに從ひ漸次增加するの傾あれは疑を容れすと雖も亦其原料たる蠶絲產出の增加も頗る著しきを見る殊に本邦に於ては夥しき割合に增進せり之を略言すれは需要供給共に增加し將來に於ても亦然るへしと考察せらるゝと雖も盛況は連年引續くへきものあらさるか如し

（第二問）　に對してはシカゴ萬國博覽會開設のため製絹業をして幾分か盛榮ならしめたりと考案を下したるを以て其以後に及す狀況を豫定せさるへからす先年巴里博覽會開設に當り里昂の製絹者か

多量の絹布を仕入れる爲既に八十八年の後半期よりは十九年の前半期に際し蠶絲購入の必要を感し生絲の盛況を釀成したると同樣米國の製絹者はシカゴ博覽會を專ら目的として目下頻に來春夏用の絹布を製造しつゝあるなるへしと察せさるを得す而して絹布の供給來年の需要に適すれは可なるへしと雖も若し八十九年巴里博覽會の時の如く之に超過することゝ萬々ありとすれは其殘荷を賣捌くに多少の日子を要するなるへく隨て來年新絲の市に上る頃は其市況如何あるへきや是れ全く需給の關係に因るものなれは豫知し難し然れとも巴里博覽會後の現象に據れは同年に六十一法まてに上りたる絲價は翌年に至り忽ち五十法に下落し引續き前年は更に下落して四十五六法に下り其勢本年養蠶收穫前まて引續きたる經驗あれは當業者は此點にも注意を要するなり

（第四問）明年養蠶收穫の多寡を今日論するは稍ゝ架空に屬する感なしとせす然れとも本年好景氣のため伊、佛の養蠶者は來年も亦巨利を博せんと欲し一層其蠶卵を增飼するやも測り難し又本邦の同業者も或る新聞にて頻に奬勵する如く本年の盛況に醉ひて伊、佛、支那產を壓倒し併て巨利を博せんため養蠶高を增加するに至るやも測り難し勿論養蠶の豐凶は氣候の順不順に關することゝ多しとすれば其養ふ所の蠶多しと雖も其收獲を減することゝあり然れとも萬一各國上出來にして加之生絲の需要減することゝありと假定せは來年新絲の相場は非常に下落すへきは疑を容れさるなり今一歩を進め假令來年度に於て增產せさるも以上三點に就き豫想するも今年の如き絲價騰貴を見るは覺束なしとす

（第五問）に關するマッキンレー關稅か本年米國蠶絲需要の重なる原因にあらさることは既に前項に論述せりと本邦の或る貿易新聞の主張する如く該稅賦課のため米國內地の製絹業長足の進歩を爲し隨て其要する原料なる我生絲輸入を非常に增加したりと假定せはマッキンレー關稅法は直接我蠶絲貿易の消長に關係を有するものと見做さゝるへからす果して此稅をして正確なりとせは其稅則を米國にて改正せさるは我國の利益なりとの論理を生すへし然るに本年米國大統領改選競爭の燒點は實に該稅の存廢如何にあり而して之に反對せる民主黨の大勝利を得たるは則ち該稅改正の兆候なり然らは則ち該稅則改正せられ絹布に對する稅率を多少減課するに至らは米國の絹業基靡し隨て我生絲の消費を減殺すへきや決して斯の如く悪果を生せさるへし他に不時の障碍を生せさる以上は米國の製絹業は益ゝ繁盛を致し我生糸の需要を年々增加すへしと斷言せさるを得す良しや改正稅率著しく減却のため再ひ他國より絹布の輸入を增し米國の生絲消費高退縮すると假定するも世界全體の蠶絲需要は減少せさるへし如何となれは米國輸入の絹布は專ら佛獨瑞三國の供給に係るを以て之に供する原料の需要を此三國に增加するの成果を來すへければなり故にマッキンレー稅法の存廢に就きて我當業者の方針を定むるは正鵠を缺くに似たり宜しく世界全體の需給の度を觀察すへきなり曾て本邦に於て掛念したる伊國生絲輸出全廢と佛國蠶絲奬勵法は各別市場に影響なかるへしと當時に於て豫想し今日まて其豫想外の現象なきと同時に米國新關稅率は我蠶絲に影響少く且つ其改正は我輸出全體に關係薄からんと信するなり

要するに以上問陳する如く前途非常なる不幸の現出すへきや否は到底判斷を下し難しと雖も既往の現象に據りて按するに來年に於ては迚も今日の如き盛況を呈するは覺束なく隨て今日の市價を維持

すること能はざるべければ喩言に所謂勝ちて兜の緒を締めるの覺悟を爲さゝるべからず故に養蠶家にありては專ら蠶種撰擇を勉め增飼を扣目にし製絲にありては改良の注意を先にして成るべく繭を低價に仕入れ前項に掲載せる相場表中盛況なりし翌年即ち明治十五年同二十年及二十三年頃の絲價を標準として製造に着手し本年僥倖にも原價五百圓の品を八百圓に賣捌きたる其得たる三百圓の差を以て將來損失の場合に備ふるか機械改造費に充つるか孰れに依るも明年度の絲價下落を覺悟するを最も確實なる方策なりとす尤も此養蠶製絲の目的を確實にせんとせは獨り本邦に於ける來年は持越在荷の目數のみならず紐育里昂等に於ける未だ織屋の手に渡らざる在高も亦其概算を立つる標準とすべしと雖も余は先つ差當り以上記述せる方針を取るべきことを我當業者に向ひて勸告せんと欲する者なり假令明年に於て歐洲養蠶因歉を告くる等不時の出來事又は其他の原因にて豫想外に盛況を再演することあるも以上の覺悟を以て用意すれは當業者に於て損する所なくして却て利する所多きは疑を容れざるなり

◎米國に於ける絲價騰貴の原因及絹織流行の景況

在紐育帝國總領事書記生田邊熊三郎氏より農商務省へ報告ありし米國に於ける絲價騰貴の原因並絹織流行の景況は大に我當業者の注意すべきともあれば左に掲げて之を報せん

當市に於ける我生糸の商況は常に當館の最も注意する所なれば週報に月報に絶えず時々の情況を報告し置きたれども尚ほ本年(二十五年)七月以降糸價暴騰の原因及需要の實況に就きては特に書を當國絹業協會書記長リチヤールドソンに寄せ諮問せしに此頃其回答に接せり氏が我生糸貿易に熱心にして是迄既に屢々忠告したることあるは我蠶業者の能く知悉する所ならん今回も右諮問に答へたる外本年我生糸の不良に陷りたるを歎じ其改良を痛言したれば我當業者の猛省を促さんがため其全文を左に譯載す

復啓陳は老生此程シカゴ市より歸紐の上當國の糸況に關し縷々御尋問の貴翰に接し委曲了承致候不取敢御回答可申進之處爾來多忙不思運延罷在候段不悪御宥恕可被下候

偖て御下問に係る當季節生糸需要增進の理由は全く近來當國流行の變遷に因り絹織物の需要增加したるに職由し而して恰も前季節(二十四年より二十五年に亘る)の終に當りて在荷稀少なりしため更に供給の必要を感じ其中にも日本糸は當國機屋が益々之を愛顧するより其必要一層甚しく相感候儀に有之候而して斯る市場の有樣なるより自然當市日本糸輸入商の投機心を誘起して其間に激烈なる競爭行はれ其結果として市價を三割乃至四割方上騰せしめ候既に右の如く今回糸價の暴騰は大に投機的の作用に因り候事なれば絹織物の相場は原料騰貴の割合に昇騰せず僅に五分乃至一割の値上を爲し得たるは最上にして糸價の騰貴前に引受けたる注文殘を有する者の如きは全く値上を爲す能はざるの不幸に陷り之がため機屋に於て困難と不便を感じたることは少なからざる次第に有之候

又本年敢蠶の減額に附きては斯樣の場合には有勝のことにて世間の風評少しく誇大に失したる哉に存候今日の豫算にては本季節間各養蠶國の產額は過去年間多く見ざりし程の多量にして卽ち前季節に於ては總額大凡二千七百萬封乃至二千八百萬封の見込に有之候更に之を分說せば佛蘭西は其產額を增し支那も亦大約二割五分方の增產にして伊太利及日本は減額なりとの事なり然れども本季節の

終に至らば日本糸は多分當初豫算程の減少ならざるを發見致すべしと存候
又明年開設のシカゴ市世界博覽會の糸況に關する儀に付き云々御申越の處同博覽會が當國織物の需要若くは其市價に何等の影響を及したることは未だ承り及ばざる儀に有之候
茲に日本蠶業者に注意を促し度は當國絹業中縫糸部、縫箔部及錦織部等の如き日本糸と支那糸と交々使用し得らるゝ部門不少候處是迄日本糸を使用せし者又同價なれば日本糸の方を撰みし者も今日は漸々支那糸を需要致居候儀に有之候顧ふに貴國蠶業者は近頃糸價の好況なるを利し只管產出をのみ取急ぎ糸質の良否には更に注意せざるより本季節の產糸は概して劣質に陷り候儀と被察候斯く糸質の不良に相成候は貴國のため誠に歎ずべき事に有之若し之を今日に救正せざるに於ては遂に日本生糸貿易を衰頽せしむるにも至るべく既に折角當國に誇るべき位置を占めたる日本糸にして今一旦其聲價を落すこと有之候ては貴國蠶業者は後來必ず臍を噬むの悔あるべしと存候豫て當國絹業上の發達を見れば去る千八百八十年より同十九年に至る僅々十年間に於て一倍以上の增進を爲したるのみならず今方に駸々進歩して止まざるの有樣なれば貴國に於て唯糸質のみ改良相成候はゝ當國に於ては多々益々之を需要すべきに因り產額の多きに過ぐるの恐は更に之れなかるべく要するに當國は良質の生糸を切望するものなりと御承知相成度右貴國に對し鄙見申述度如斯候頓首

千八百九十二年十二月二十一日

米國絹業協會書記長

ピー、リチヤールドソン

在紐育日本總領事館

書記生田邊熊三郎殿

右リチヤールドソンの書面に據りて本季節糸價騰貴の原因は大に明了したれば今茲に當國に於ける絹織物流行の景況を述ぶべし從來或る種類に限り若くは或る國々に於て一時絹物の流行を見たることありたれども元來絹織物は是迄甚だ高價なりしより非常の贅澤品と見做され「絹を着て歩行く」("Walking in silk attire")と云ふ語は驕者の謗と爲りたる位にて種類の何たるを問はず歐米女明國を通じて一般に流行すること今日の如きは未だ曾てあらざりしなり然るに目下當國に於ては尚も衣服裝飾に意を用ふる婦女子は其足に穿てる靴及「コールセット」に用ふる鯨片を除きては其身に附着せるもの總て絹を以て製作せるものならざるなく殊に絹裝の歩行に從ひて慈々の聲あるが如きは最も其得意とする所なり而して男子も亦從前より絹物を使用すること多きのみならず家屋内部の裝飾及家具の覆にも絹織物を使用する等其用途甚だ廣し絹物の需要斯く盛なるより之に應ずるがため當國の絹業も亦未曾有の多忙を極め各機屋とも機械を增設し錘數を增加して十分の運轉を爲し居るが上に現に本年上半期間に機屋の新設せられたるもの十五箇所の多きに及べりと云ふ千八百九十年より九十一年に亘る一年度間に於ては當時市場非常に不景氣なりしより現在機械の三分二を運轉して製產額總計七千萬弗許なりしに本年は其多忙なる事前述の如き有樣なれば其產額少くも七千五百萬弗に上るべしと云ふ者あり夫れ絹物の流行斯の如く機屋の繁忙斯の如くなれば原料生絲の需要增加したるは自然の結果にして怪むに足ず獨り今回絲價の騰貴は單に需用增加の結果のみに非ずして投機的の作用多きに居りしを遺憾と

すれども前述の如く絹織物の需要は實際頗る鞏固にして來年春季の見込も甚だ十分なるのみならず當國絹業の發達は正に進歩して止まざれば我蠶業者は務て絲質の改良を謀り以て當國の需要に應ずることあらば前途甚だ多望なりと謂ふべし尙此後の狀況は時期に後れず之か報道を怠らさるへし

◎紐育及里昂の景況電報

去月中横濱同紳會社へ到達せし電報に依れば紐育及里昂とも生糸の氣配は至て手堅く隨て相場上進したれ共取引は甚だ僅少なる有樣なるが是れ全く相場餘り高走りたるため買入一時手を扣えたるに依るものならんが、其電報左の如し

紐育發電報

相場上進のため取引甚た尠し

坐繰飛切　五弗十二仙五厘　（三十日延）

同　一等ゟ一等半　四弗九十二仙五厘　（同上）

里昂電報

相場の人氣は引上けたれ共實際の取引は餘り多からす

セヴエンス一等　七十一法　日本器械一等　六十四法　掛田一等　五十六法

相場高過きたるため買人見送り居れり

◎伊國蠶繭收穫高

伊國ミラン蠶絲業組合より佛國里昂蠶絲商組合への報道に據れは昨二十五年伊國に於て孵化に供したる蠶卵高は百二萬オンス其繭繭收穫高三千四百三萬三千基にして之を二十四年の繭收穫四千七百九十二萬二千基二十三年の繭收高四千七十七萬四千四百十基に比すれは著しく減少せりと里昂駐在帝國領事代理副領事熊崎寛眞氏より其筋へ報告ありたり

●雜報

◎自由黨の蠶絲業に關する黨議報告

自由黨政務調査委員が第四議會に對し蠶糸業に關する議案を調査して黨議に付し以て之を議會に提出せしとは前號既に報道せし所なりしが頃日同黨事務所よりは第四議會に於て各議案に對する黨議を報告せり今其蠶絲業に關する議案及海關稅法案に係る分を左に掲けて當業者等の參考に供せんとす

○蠶絲業に關する議案

蠶絲は我國の最大富源にして其輸出額は昨年に於て三千六百萬圓餘の多きに達せり蠶絲業の盛衰は我國力の消長に關するや最も大なり茲に蠶絲業の發達を謀るは實に我國の一大急務なり而して之を爲すに最も必要なるものは蠶業傳習所の設立生絲檢査所の設置生絲直輸出の奬勵是れなり蠶業の隆盛を致さんと欲せば蠶種を精撰し絲質を改良するに在り我國の蠶業は年を逐ふて增殖するも蠶種の粗惡技術の拙劣なるが爲めに其弊最も甚しく未だ大に其利を收むる能はず蠶業の傳習技術の講究は當務の急なり是れ我黨が同志諸士と相共に蠶業傳習所設置建議案を提出したる所以なり

生絲の價格を高め信用を博せんと欲せば品質を檢査して之に證票を與ふるの制を設けざる可らず我國の生絲商業は尚ほ舊弊を脫せず品質の檢査價格の考定等總て外人の手に歸し彼等の爲めに利を制せられ之が爲めに內商の損失は實に尠からず外人が內國の製絲家に對するの信用甚だ薄く會ま精良の品を製して之を賣るも他人の名義を假用し其證票なきを以て其製絲家の何人たるを知るに由なし故に檢査所を設け之に證票を附して其量目と品質とを明確にせば獨り取引の圓滑を致すのみならず海外に於けるの眞價を知るの便を得て生絲商人の利も亦甚だ大なるべし而して生絲檢査所は之を官設にするを宜しとす其檢査は必らずしも之を强制せざるも其證票なき者は信用を失ひ價格を墜すを以て之を買ふ者なく粗惡の品は自ら地を掃ふに至らん斯の如くなれば大に我國生絲の價格を高め信用を博するを得べし是れ我黨が生絲檢査所設置建議案を提出したる所以なり

蠶絲は我國最大の貿易品なり然れとも其直輸出に屬する者は僅かは一割にも足らず大抵外人の手に由て輸出せられ我國の商人は海外の實況に暗く常に居留外人の爲めに利を制せらる彼の機業家の嗜好外國絲の相場等に至てる之を詳悉するに由なし玆に直輸出を營み直接に機業家と取引を爲すに至らば其注文を受けて彼が嗜好に應ずるの絲を製し居留外人の手を經ずして其の利を我に收むるを得べし假令ひ其額は多からざるも直輸出の道玆に開くれば以て我國の商權を恢復するの大利あり世人其利を知らざるに非ず而して之を行ふ者極めて少きは其危險損失を恐るゝに由るのみ外國に之を保險する會社なきに非ずと雖とも其料金は原價百分の四以上なれば我國の直輸出を爲す者は之に堪へず保險を附せざるを以て買受人破產の難に罹るを免れず從つて爲替金厩の困難を受るあり若し之を保險するの道あらば直輸出を爲す者多きに至らん從來の實驗に徵するに機業家の破產は平均百分の三に過きず故に其保險金も亦百分の三にて足るべし斯の如き保險金を直輸出者に與ふるも己れ亦た其百分の一を出金し且つ自ら損害取立を負擔し其事は自己の損益に關するを以て漫りに保險金を恃みて取引上の注意を怠るが如きの患なし直輸出の奬勵は其の費す所極めて少くして其の得る所極めて多し是れ我黨が他黨の同志と相俱に生絲直輸出奬勵法案を提出したる所以なり

以上三議案は我國蠶絲業の發達を謀るに最も急要なる者なり而して其總經費は凡二十五萬圓にて足れり斯の如き金額は政費節減の上に於て得るに難からざるなり彼の輸出稅を廢するも亦た蠶絲業の發達を謀る者なりと雖とも先つ直輸出の道を開き商權を恢復するに非らずんは其効著しからす故に其の最も急なる者は此三議案を實行するに在り

且つ輸出稅の全廢は國庫に二百二十萬圓餘の財源を失ふを以て財政の整理を善くするに非らずんば忽ち之を爲すを得ず我黨が本期の議會に於て輸出稅全廢の議案を提出せすして此三議案を提出したるは緩急其宜しきを得て眞誠に蠶絲業の發達を謀るに在るなり而して此三議案すら會期切迫の爲に議事に上るを得さりしなり

○海關稅法案

海關稅權の恢復は條約改正の一大要件なり我黨は第二議會に於て海關稅法案を提出し第一讀會に於ては大多數を以て通過し委員會に附托せらるゝの際議會は解散と爲れり第三議會に於ても更に修正を加へて之を提出し是れ亦委員會の報告に止れり本期の議會に於て之を提出したるは條約改正上奏案と相

待て特に其必要を感ずればなり我黨か未た本案を提出せさるの時に當てや海關稅率を議定するは條約締結の大權に關るゝの恐れありとの謬說世に行はれ或は議會の權限に疑を容るゝの論者ありしと雖も我黨か一たひ本案を提出するや其疑義は忽ち釋然たり本期の議會に於て本案は議事に上るの暇を得さりしも既に輿論を一定するの効力を現はせり治外法權の撤去海關稅權の恢復等外交に關して我黨は既に成案あり嗟天下の公論は既に定まれり

◎農務局西ヶ原蠶事試驗場の規程を定め監督及評議員等を置かる

農務局西ヶ原蠶事試驗場に於ては規程を定め試驗と教育とを區別し各試驗擔任者と教師を分ち其試驗の監督には理學博士農科大學教授佐々木忠二郎氏傳習の監督には農商務省技師練木喜三氏又右に關する事件は評議員を置き都て評議員會の議決を以て定むることになし評議員には本局の岡技師を始め試驗員兼教員等なる左の諸氏に命せられたり

農商務技師岡毅、同練木喜三　農務局屬托員大學教授理學博士佐々木忠二郎　農商務屬小畑岩次郎　同技手高橋信貞　同松永伍作　同本多岩次郎　同芝山宗太郎

◎農務局試驗場蠶事部の養蠶試驗

本年農務局の蠶事試驗は蠶室を五室に區別し左の如き種目の試驗をなす目的なり而して外に入場傳習生には一人に對し蟻量一把ヲ、の蠶兒を掃立各自に飼育せしめ其他本年の掃立は本月廿九日に大半を掃立其最も早きは支那より取寄られし蠶種にて十八日に掃立しものもあり一般の掃立をなす頃既に二齡に達し居れり且試驗の項目は斯業に對し最も必要の要件なり

第一室

(一)蠶卵密藏試驗(繼續)　此の試驗は百蛾分の蠶卵を一リットルの容積を有する玻璃壺(即五合五勺入)に密藏したるものと尋常の貯藏法を行ひたるものとを飼育し各其强弱を檢して以て貯藏法改正の資に供せんとするに在り

(二)晝夜食桑試驗(繼續)　此の試驗は同種の蠶兒に同一の方法を施し晝と夜との食桑量を檢して給桑回數の標準を定めんとするに在り

(三)上簇試驗

(一)明暗試驗　上簇室は明暗何れを可とするかを檢する事

(二)過熟未熟蠶試驗　過熟蠶と未熟蠶とは結繭何れかな佳るを檢する事

第二室

(一)繭質改良試驗(繼續)　凡蠶兒は其名稱の異なるに從ひ繭形糸質に差違あり同名の蠶兒と雖も同しからさるもの多し此の試驗は即ち青熟赤熟小石丸の三種に付形狀正しく絲質善良なる繭を以て製したる框製種の蠶を各別に飼育し血統を正ふすれば繭形糸質共に一齊に歸すべきや否を檢して以つて絲質改良の資に供せんとするに在り

(一)前年一蛾分ヅヽ各別に飼育して得たる繭の內形狀齊一にして且良好なる二區分の繭を以て製したる蠶種各十蛾分ヅヽを飼育し一は雌蛾を取るの原料となし他の一は雄蛾を取るの原料となす事

(二)各區中最良好の繭を以て製したる蠶種十二蛾分を各別に飼育し繭形絲質の差異如何を檢する事

(二)飽食試驗(繼續)　此の試驗は蠶蛻皮後六時間十二時間二十四時間三十六時間四十八時間を經て初めて給桑し其の適度果して何れに在るやを檢するに在り

第三室

(一)厚薄葉桑種試驗　凡桑樹は其の種類の異なるに從ひ桑肉に厚薄あり衡量を同くすれば其の容量に差を生じ給桑上其適度を檢する必要を感するもの多し此の試驗は即ち厚薄異種の桑葉を同一種の蠶兒に給與し實際食する所の葉量及其蠶兒の生長に差異あるや否やを檢して以て其適度を求めんとするに在り

(二)蠶兒血統試驗

(一)前年一蛾分つゝ飼育したる小石丸中同族交尾をなさしめたる種と異族交尾をなさしめたる種とより各蟻量五分を收めて之を飼育し其蠶兒の強弱繭質の良否を檢し以て蠶兒改良の資に供せんと欲す

(二)前年同功繭を多く結ひたる同族の單繭を以て製したる蠶種と其の寡く結ひたる同族單繭を以て製したる蠶種とより各蟻量四分を收めて之を飼育し同功繭の多寡は其蠶兒の血統に依るや否やを檢して以て蠶種改良の資に供せんとす

第四室

飼育標準試驗(繼續)　蠶兒の飼育は各地の氣候風土等の異なるに從ひ多少の差異なき能はずと雖も其梗概に至りて一に歸せざるべからず依て明治二十二年飼育標準表を製して當業者の參考に供せり然るに其の後試驗の結果によりて多少の改正すべき點あるを以て昨年詳細の試驗を行へ共尙本年之を繼續して以て其標準を確めんとす

第五室

(一)蠶の種類試驗　各種の蠶を飼育し蠶兒の強弱發育の遲速食桑の多寡飼育の難易絲量の細太等に付比較試驗をなし以て蠶兒改良の資に供せんとす

(二)同功繭試驗

(一)同功繭より製したる蠶種を飼育し遺傳の有無を檢する事

(二)同功繭より製したる蠶種と同功繭の多き種類及寡き種類より製したる各蠶種に付き其上簇法を一にし以て同功繭を生する多寡を檢する事

(三)各種の上簇法を行ひ其方法如何により同功繭を生するの多寡如何を檢する事

(四)上簇中溫度の高低により同功繭を生する多寡を檢する事

◎大日本蠶絲會第二回大集會

大日本蠶絲會は曾て報告の如く四月十六日(第三日曜日)を以て赤坂溜池の三會堂に於て大集會を開設せり當日は雨天なるにも係らず名譽會員贊成會員及ひ各招待を受けし貴顯紳士等の諸氏を始め近傍府縣の特別會員通常會員其他當時出京なる四十餘縣の同會員殆んと二百餘名の出席にて豫定の順序に從ひ席定るや先つ幹事小畑岩次郎氏開會の旨を演べ續て前年來執行の要件を報道しそれより當日出席の學理と實業に老練家たる諸子が左の如く演說講話あり而して名譽會員の河瀨秀治氏及理學博士佐々木

患二郎氏等も出席講話あるへき筈なりしに兩氏共病氣にて出席なく然るに當日の演說は數名にして午餐の饗應後尙引續き午後四時過き迄の演說にて頗る盛會なりき

二三の桑病に就て　賛成會員　理學士 農學士　堀　正　太　郎　君
蠶業の前途　賛成會員　岡　野　知　莊　君
杓子定規　賛成會員　綠　木　喜　三　君
蠶種の話　賛成會員　松　永　伍　作　君
蠶種貯藏に就て　賛成會員　佐藤國太郎君
養蠶上の進步に伴ふ弊害　賛成會員　下田伊左衛門君
養蠶上の注意　福島儀平君
本邦生絲貿易上の一斑　賛成會員　橋本重兵衛君

◎大日本蠶絲會第二回定期會議を開き會務の要件等を議定す

大日本蠶絲會は前項第二回大集會に引續き豫定の如く第二回定期會を開き會員一統の撰擧にて賛成會員岡毅氏を議長と爲て幹事小畑岩次郎氏番外說明員と爲り前年度の經費收支精算を報告し尙續て番外より本會に附すべき要件は經費決算を始め幹事及評議員等の任期滿ちたれば之が選擧を行ふべき筈なりしが夫れに先達ち本會の意見を聞くべきは第一本會規則の改正にあり現行の規則は當初創設の際殊更に細密のことを揭けて只大躰の要領のみを示し從くも追々會務も擴張し今日の如きに至りたれば改正增補を要する處尠なからず即ち欽の役員の選擧經費の議決規則の改正を始め年中施行すべき事務要領等一々本會議に付すへきは現行の規則にして斯くては頗る時日を要し到底一兩日にして能く盡し得べきとにあらす依て爾來別紙の如く（別紙は茲に略す）規則を更に改正し而して改正規則の通貳拾餘名の評議員を本會議にて選擧し其選擧したる評議員更に會議を開き以て役員の選擧規則の逐條議決を始め重要の事件は都て評議員會の議決に任すとに爲し依て本會は改正規則中の重要なる廉のみを決議するに致し度との說明を爲し直に大多數を以て之を決議し左の通重要の件々を決定せり

一從來の特別會員と通常會員とを合して更に通常會員と爲し會員を一ヶ年金壹圓貳拾錢と定むる事
　但從來の通常會員へは其旨を報告し既納の會費は繰上け改算す
一副會頭を幹事長と爲し當分尙會頭を置かす幹事長を以て其事務を處辨する事
一評議員貳拾五名を置く事
一本會に於て品評會を開設する事
一今回選擧すへき評議員の選定方は本會議々長の推選に一任する事
　但議長は本會議に於て評議員たるとを特に決定す

以上議決の上議長よりは更に左の通評議員を選定せり

（姓名いろは順）

八田達也君　星野長太郎君　本多岩次郎君　岡毅君
岡野知莊君　小畑岩次郎君　菅野平右衛門君　柿沼平吉君
吉池慶正君　高橋信貞君　綠木喜三君　町田菊次郎君

松永伍作君　藤本善右衛門君　見玉實銓君　佐々木忠二郎君
佐藤國太郎君　木村九藏君　御法川直三郎君　下田伊左衛門君
芝山宗太郎君

◎大日本蠶絲會評議員會を開き規則の改正と役員とを定む

大日本蠶絲會は第二回定期會議に於て議決の通評議員を改選せし上更に四月廿九日午後一時より四ケ原事務所に於て評議員會を開設し幹事小畑岩次郎氏説明員と爲り規則改正の逐條會議を開き左の通り該會規則を改正したり

大日本蠶絲會規則

第壹章　總則

第一條　本會ハ大日本蠶絲會ト稱ス

第二條　本會ハ本邦蠶絲業ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ第二條ノ目的ヲ達センカ爲メ東京ニ事務所ヲ設置シ左ノ事項ヲ取扱フモノトス

第一項　蠶絲業ニ關スル諸般ノ調査ヲナシ又ハ會員ノ質問ニ應答スルヿ

第二項　會報ヲ發行シ蠶絲業ニ關スル學理實業上ノ論説寄書統計内外ノ通信及時事ノ狀況等ヲ揭載シテ會員ニ頒布スルヿ

第三項　蠶絲業ニ關スル共會品評會等ヲ開設スルヿ

第四項　蠶絲業ニ關スル教師講師等ノ招聘ニ應スルヿ

第五項　蠶絲業ニ關スル書籍ヲ編纂著述又ハ飜譯シテ會員ニ頒布スルヿ

第二章　會員

第四條　本會ノ會員ハ左ノ三種ニ區別ス

名譽會員
贊成會員
通常會員

第五條　名譽會員ハ蠶絲業ニ對シ偉大ノ効績若クハ名譽アル人ニシテ特ニ本會ヨリ推薦スルモノトス

第六條　贊成會員ハ本會ノ趣旨ヲ贊成シ學術若クハ技藝等ニ達シタル人ヲ招請スルモノトス

第七條　通常會員ハ毎年會費トシテ金壹圓貳拾錢ヲ出スモノトス

第八條　通常會員タラントスル者ハ住所姓名ヲ詳記シタル入會書ニ月割ヲ以テ翌年三月迄ノ會費ヲ添付シテ申込ムベシ

第九條　退會セントスル者ハ事由ヲ記シテ屆出ルモノトス
但會費ノ過納アルモ返付セサルベシ

第三章　役員

第十條　本會ハ事務ヲ處辨スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

會頭　一名

幹事長　一名
幹　事　三名
書　記　無定員

第十一條　會頭ハ議會ニ於テ名譽會員中ヨリ推擧シ幹事長及幹事ハ議會ニ於テ會員中ヨリ撰擧シ書記ハ幹事長之ヲ撰任ス
但幹事長及幹事ノ任期ハ二ケ年トス書記ハ無任期タルベシ

第十二條　會頭ハ本會一切ノ事務ヲ總理シ幹事長ハ會頭ヲ補佐シテ本會一切ノ事務ヲ監督シ幹事ハ會頭ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ分擔シ書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ總テ本會ノ庶務ニ從事スルモノトス
但會頭不在ノ時ハ幹事長其事務ヲ代理ス

第十三條　會頭幹事長及幹事ハ無給トシ書記ハ相當俸給ヲ給與ス
但幹事ニ特別ノ事務ヲ囑托シテ其報酬ヲ付スルヿアルベシ

第十四條　役員ニテ臨時出張等ヲ爲ストキハ相當ノ旅費日當ヲ支給スルコトアルベシ

第四章　技藝委員

第十五條　本會ハ學術技藝ニ關スル事項ノ調査或ハ質問ニ應答スル爲メ技藝委員ヲ置ク
但數ヲ定メス

第十六條　技藝委員ハ會頭ニ於テ會員中ヨリ學術又ハ實業ニ熟練ノ者ヲ撰定囑托スルモノトス

第十七條　技藝委員ニテ臨時出張等ヲ爲ストキハ相當ノ旅費日當ヲ支給ス

第五章　評議員會

第十八條　本會ハ經費ノ豫算役員ノ選擧規則ノ改正等重要ノ事件ヲ評議決定スル爲メ評議員二十五名ヲ置キ評議員會ヲ開クモノトス

第十九條　評議員ハ會員中ヨリ選擧シ任期ハ二ケ年トス

第二十條　評議員會ハ毎年大集會ノ後ニ於テ之ヲ開キ其他會頭ニ於テ必要ト認ムルカ又ハ評議員三分ノ一以上ノ申立アルトキハ臨時開會スルモノトス

第廿一條　評議員會ハ現員三分ノ一以上出席セサレバ議事ヲ開クヿヲ得ス
但招集二回ニ及フトキハ當日ノ出席員ヲ以テ之ヲ開會スルヿヲ得

第六章　會　報

第廿二條　毎月一回ノ會報ヲ刊行シテ會員ニ頒布スルモノトス
但會員外ト雖モ會報ヲ要求スル者アルトキハ定價ヲ以テ賣渡スヿアルベシ

第七章　集　會

第廿三條　本會ハ左ノ集會ヲ開設スルモノトス
大集會　一回
小集會　二回

第廿四條　大集會ハ毎年春季之ヲ開キ藥絲業ニ關スル事項ヲ談話シ評議員ヲ選定シ及事務ノ要件ヲ報告スルモノトス

但會日及會場ハ豫メ報告ス

第廿五條　小集會ハ毎年夏冬兩季ニ之ヲ開キ蠶絲業ニ關スル談話ヲナスモノトス

但會日及會場ハ豫メ報告ス

第八章　品評會

第廿六條　本會ハ蠶絲業ノ振起改良ヲ奬勵スル爲メ蠶繭及生絲等ノ品評會ヲ開設スルモノトス

第廿七條　品評會ノ開設ハ時々評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

但品評會ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第九章　雜則

第廿八條　本會ノ會計ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ以テ決算報告スルモノトス

第廿九條　會費ハ毎年三月ヲ限リ一ケ年分ヲ送付スルモノトス

第三十條　本會ノ議事規則及旅費等ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第三十一條　總テ會員タル者ハ本會ノ名譽ヲ毀損スルカ或ハ本分ノ義務ヲ盡サヽルトキハ之ヲ除名スベシ此場合ニ於テ既納ノ會費ニ殘餘アルモ之ヲ返付セサルモノトス

右規則決定の上尚更に幹事長及幹事の選擧を行ひしに左の通多數を以て當撰せり

幹事長　岡　毅君

幹事　高橋信貞君

同　松永伍作君

同　小畑岩次郎君

群馬　小林藤治　鹿兒島　鮫島剛

（右の兩名は曾て特別會員へ入會せられ居しも掲載を漏らしたりしものなり）

◎本誌發行の遲延せしと

本誌は既に四月中原稿を脫し印刷に附さんとせしも大集回及會議の記事を報道せんか爲め見合せ居りしに尙續て評議員會を開き規則の改正を議し役員の撰擧を爲す等に時日を消費し終に今日と爲りしを以て掲載の記事稍々舊聞に屬せり依て將來必要と認むるとのみを殘し時事の雜錄は之を除き專ら大集會等の要件を錄するとゝなしたれば茲に一言を斷りをきぬ

●廣告

創立以來二十五年度迄の本會經費精算報告

收入之部　總高

一金五百五拾八圓九拾三錢九厘

內譯

金三百九拾壹圓三拾三錢九厘　會費收入

金百六拾貳圓　寄附金受入

金貳拾錢　廣告料收入

金五圓四拾錢　旅費手當收入

支出之部　總高

一金五百四拾六圓拾貳錢三厘

內譯

金八拾四圓七拾三錢　創立費

金拾貳圓五拾壹錢　雇人料

金七拾貳圓　報酬料

金五圓四拾錢　旅費

金九圓六拾七錢　器具費

金貳百八圓貳拾貳錢壹厘　印刷費

金拾三圓三拾五錢七厘　筆紙墨文具代

金百拾七圓拾七錢五厘　郵便電信料

金九圓六拾壹錢　運搬費

金六圓九拾錢　新聞買入代

金三圓　借家料

金三圓五拾五錢　雜費

差引　殘高

金拾貳圓八拾壹錢六厘

右之通候也

一金貳拾圓也

名譽會員　伯爵後藤象二郎君

大日本蠶絲會

一金三拾六圓也　贊成會員　下田伊左衛門君
但三分して三ヶ年間の出金
一金三拾圓也　贊成會員　線木喜三君
但同上
一金拾圓也　贊成會員　佐藤國太郎君
但同上
右本會へ寄附せられたり

大日本蠶絲會

本會第二回定期會議に於て從來の特別通常の二會員を合して更に通常會員とし會費を一ヶ年金壹圓貳拾錢に改正せり從來の通常會員諸君は其旨御承知を請ふ付ては既に本年の會費御拂込濟の諸君は改正の金額に對し不足の金員更に御出金相成度候也

大日本蠶絲會